

商務部：外商投資審査批准権限委譲の関連問題に関する通知
商資発[2010]209号

《国务院：外資利用工作を一段と遂行することに関する若干の意見》（国発[2010]9号）を徹底的に実行し、外商投資管理体制改革を深化させるため、ここに外商投資企業の審査批准及び管理の権限の委譲の関連問題について以下の通り通知する。

一、 《外商投資産業指導目録》の奨励類、許可類で総投資が3億米ドル及び制限類で総投資5000万米ドル以下（以下、「限度額」という）の外商投資企業に係る設立及びその変更事項は、省、自治区、直轄市、計画単列市、新疆生産建設兵団、副省級都市（ハルビン、長春、瀋陽、済南、南京、杭州、広州、武漢、成都、西安を含む）の商務主管部門及び国家経済技術開発区（以下、「地方審査批准機関」という）が審査批准及び管理に責任を負う。そのうち、外商投資株式有限公司の限度額を登録資本金に基づいて計算していたものから、外商投資株式有限公司の限度額を評価後の純資産に基づいて計算するものに変更し、外国投資者が国内企業を合併買収する場合の限度額は合併買収取引額に従って計算する。

二、 一回の増資額が限度額以下の増資事項は、地方審査批准機関が審査批准及び管理に責任を負う。

三、 限度額以上の奨励類で、国家総合バランスを必要としない外商投資企業の設立及びその変更事項は、地方審査批准機関が審査批准及び管理に責任を負う。

四、 登録資本金が3億米ドル以下の外商投資性公司及び資本総額が3億米ドル以下の外商投資ベンチャー投資企業、外商投資ベンチャー投資管理企業の設立及びその変更事項は、地方審査批准機関が審査批准及び管理に責任を負う。

五、 法律法規において商務部が審査批准を行うと明確に規定している場合を除き、サービス業分野の外商投資企業の設立及びその変更事項（限度額以上及び増資を含む）は、地方審査批准機関が国家関連規定に従って審査批准及び管理を行う。関連規定に基づいて国家業種主管部門の前置許可または意見募集を取得する必要がある場合、書面文書または同意意見を取得しなければならない。金融、電信分野の外商投資企業の設立及び変更事項は引き続き現行の法律法規に従って手続を行う。

六、 商務部、元対外経済貿易部及び国务院関連部門が設立を批准した外商投資企業の変更事項（一回の増資が限度額に達する場合または限度額を超える場合、及び本通知第5条で規定している状況を除く）は、地方審査批准機関が審査批准及び管理に責任を負う。

七、 各級商務主管部門は厳格に国家外商投資産業政策を執行し、外商投資がマクロコントロール、生産過剰等の業種に対して、国家関連規定に基づき厳格に審査、届出を行わなければならない。

八、 各級商務主管部門は、《商務部：一段と外商投資の審査批准業務を改善することに関する通知》（商資函[2009]7号）及び外商投資性公司、ベンチャー投資、ファイナンスリース、商業、直販等の専門規定の要求に従って、届出管理工作を行わなければならない。

九、 各省、自治区、直轄市、計画単列市、新疆生産建設兵団の商務主管部門は厳格に関連規定に従って《国家が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書》及び《外商投資企業輸入設備、技術及び部品証明》を発行し、そして「外商投資審査批准管理システム」を通じて速やかに商務部に備安しなければならない。

十、 これより前に商務部が公布した関連文書の内容と本通知が一致しない場合、本通知を基準とする。

十一、 各級商務主管部門はサービスを管理の基盤とし、政府職能の転換を大きく推進し、サービス方式を刷新し、絶えずサービス水準を向上させなければならない。同時に合理的に外資の投資方向を指導し、投資家が契約定款の義務を履行すること、外商投資企業の法律法規遵守及び運営状況の監督管理を強化し、外商投資企業の設立及び運営のために良好な投資環境を創造しなければならない。執行中になにか状況及び問題がある場合、速やかに商務部（外資司）までフィードバックされたい。

特にここに通知する

商務部
2010年6月10日